

令和 2 年度入札・契約制度の改正等について

1 週休 2 日制の導入に向けた取組（モデル実施の拡大）

週 2 日の現場閉所の本格実施に向けたモデル工事の対象を、建築種目の A 等級発注の新築工事全体に拡大するとともに（分離発注の電気・管工事も含む）、土木・舗装・造園種目の A 等級発注工事全体に拡大します（災害復旧工事等を除く）。

なお、令和 2 年度から、営繕工事においても、週休 2 日達成状況に応じて補正係数を乗じる増額変更を行う予定です。

2 工事の最低制限価格及び低入札調査基準価格の引上げ

本市における近年の実態等を踏まえ、ダンピング受注防止対策の更なる強化を図るため、工事の最低制限価格及び低入札調査基準価格における上限枠を 9 2 % から 9 4 % に引き上げます（詳細は、裏面の参考 3 のとおり）。

3 契約約款の改正

公共工事標準請負契約約款の改正等を踏まえ、「著しく短い工期の禁止」規定を追加するなど、本市の工事請負契約書等の所要の改正を行います。

4 管工事の J V 適用基準の引上げ

事業者の入札参加を促し、競争性を一層確保するため、管工事の J V 適用基準を引き上げます（概ね 2 億円 → 概ね 3 億円）。

5 実施時期

上記 1 ～ 4 は、令和 2 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う契約案件から実施します。

なお、上記 1 の営繕工事の増額変更の詳細は、令和 2 年度早期に別途、担当局から公表する予定です。



参考 1 舗装種目における等級格付の在り方について

令和元年 9 月にお知らせしたとおり、近年の登録業者数の急増などを踏まえ、現行 3 等級制を 4 等級制に見直す（令和 2 年度の等級格付から適用）などの改正を行います。

参考 2 土木種目における等級格付の見直し

近年の登録業者数の増加などを踏まえ、「格付要件のいずれにも該当することとなった日の属する年度の 4 月 1 日から格付をしようとする期間の前日までの期間」を延長する必要性について検討します。

参考3 工事の最低制限価格及び低入札調査基準価格の引上げ（詳細）

	改正前		改正後
営繕工事以外の工事	【範囲】 予定価格の75%～ 92%		【範囲】 予定価格の75%～ 94%
	【算定基準】 ①直接工事費の97% ②共通仮設費の90% ③現場管理費の90% ④一般管理費の55% } 合計額		【算定基準】 ①直接工事費の97% ②共通仮設費の90% ③現場管理費の90% ④一般管理費の55% } 合計額
営繕工事	【範囲】 予定価格の75%～ 92%		【範囲】 予定価格の75%～ 94%
	【算定基準】 ① {直接工事費－(直接工事費の10%)} の97% ②共通仮設費の90% ③ {現場管理費＋(直接工事費の10%)} の90% ④一般管理費の55% } 合計額		【算定基準】 ① {直接工事費－(直接工事費の10%)} の97% ②共通仮設費の90% ③ {現場管理費＋(直接工事費の10%)} の90% ④一般管理費の55% } 合計額

※ 上記算定基準による合計にランダム係数を乗じて得た額に100分の110を乗じて算出

※ 測量、土木設計など、工事関連の業務委託は、変更なし

参考4 SDGsをはじめ、持続可能な社会の構築に向けた取組（試行）

令和元年10月にお知らせしたとおり、企業行動の重要性を啓発することを目的として、令和2年4月から、「予定価格4億円以上の工事請負」及び「予定価格8千万円以上の物品等調達」の受注者を対象に、契約後2箇月以内に「取り組みに努める」旨の文書の提出を求めます。